

議案第 100 号

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例（平成22年久喜市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 7」を「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 8」に改める。

第 6 条第 1 項中「39万円」を「40万 4 千円」に改める。

第 8 条第 1 項中「第72条の 5」を「第72条の 4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項及び第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

診療報酬の算定方法の一部改正及び健康保険法施行令の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。